



茨城県報

号外第 113 号

平成17年 8 月 1 日

月 曜 日

目 次

公 告

ページ

● 指定管理者の公募（事業推進課）	1
● 指定管理者の公募（生活文化課）	2
● 指定管理者の公募（医療整備課）	3

公 告

● 指定管理者の公募

次のとおり，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理者を公募する施設の名称

茨城県立カシマサッカースタジアム

2 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの 5 年間

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 茨城県立カシマサッカースタジアム（以下「スタジアム」という。）の供用日及び供用時間の臨時の変更に關する業務
- (2) スタジアムの施設の利用の承認等に関する業務
- (3) スタジアムの施設の利用の承認等の取消し等に関する業務
- (4) スタジアムの維持管理（知事が必要と認める事項に限る。）に関する業務
- (5) スタジアムの施設の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか，知事がスタジアムの管理上必要と認める業務

4 指定の基準

- (1) スタジアムを常に良好な状態において管理し，その設置目的に従い，最も効率的な運用を図ること。
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し，適正な管理を行うこと。
- (3) 利用者等に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (4) スタジアムの維持管理を適切に行うこと。
- (5) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

5 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成17年 8 月 1 日 (月) から平成17年 8 月12日 (金) まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 配布場所

8 の担当部署において配布する。

なお、関連資料を除く募集要項のみ、県のホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp>) からダウンロードすることができる。

6 公募に係る申請書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

平成17年 9 月 1 日 (木) から平成17年 9 月 9 日 (金) まで (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) の午前 8 時 30分から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 提出場所及び方法

8 の担当部署まで持参すること。

7 その他

詳細は、募集要項による。

8 担当部署

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企画部事業推進課 鹿島地区担当

電話番号 029 - 301 - 2756

●指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を公募する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理者を公募する施設の名称

茨城県立県民文化センター

2 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの 5 年間

3 指定管理者の業務の範囲

(1) 県民文化センターの臨時の休館及び開館時間の変更に関する業務

(2) 県民文化センターの利用の制限等に関する業務

(3) 施設等の使用の承認に関する業務

(4) 施設等の使用の承認の取消し等に関する業務

(5) 県民文化センターの維持管理 (知事が必要と認める事項に限る。茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第18条第 3 号において同じ。) に関する業務

(6) 音楽、舞踊その他舞台芸術の振興に関する業務

(7) 上記(1)～(6)に掲げるもののほか、茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第 2 条に定める設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

4 指定の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 県民文化センターの維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

5 応募者の資格要件

次のいずれにも該当しない県内に拠点となる事務所（緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を有すること）を置く法人その他の団体とし、詳細は、募集要項による。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 茨城県から指名停止措置を受けている者
- (3) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている者
- (5) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

6 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成17年 8 月 1 日（月）から平成17年 8 月16日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 配布場所

8の担当部署において配布する。

なお、県のホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp>）上からもダウンロードすることができる。

7 公募に係る申請書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

平成17年 9 月 1 日（木）から平成17年 9 月 9 日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所及び方法

8の担当部署まで持参すること。

8 その他

詳細は、募集要項による。

9 担当部署

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県生活環境部生活文化課文化振興グループ

電話番号 029 - 301 - 2824

●指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理者を公募する施設の名称

茨城県立こども病院

2 指定の期間

平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの 5 年間

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 診断, 治療等の医療行為に関する業務
- (2) こども病院の維持管理 (知事が必要と認める事項に限る。)
- (3) その他知事がこども病院の管理上必要と認める業務

4 指定の基準

- (1) 茨城県病院事業の設置等に関する条例 (昭和41年茨城県条例第61号) 第 5 条に定める指定管理業務に係る計画書 (以下「計画書」という。) によるこども病院の管理が県民に平等かつ適切な医療を提供することができるものであること。
- (2) 計画書の内容がこども病院の効用を最大限に発揮させるとともに, その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成17年 8 月 1 日 (月) から平成17年 8 月31日 (水) まで (ただし, 土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 配布場所

8 の担当部署において配布する。

なお, 県のホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp>) 上からもダウンロードすることができる。

6 公募に係る申請書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

平成17年 9 月 1 日 (木) から平成17年 9 月 9 日 (金) まで (ただし, 土曜日及び日曜日を除く。) の午前 8 時 30分から午後 5 時まで (ただし, 正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 提出場所及び方法

8 の担当部署まで持参すること。

7 その他

詳細は, 募集要項による。

8 担当部署

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県保健福祉部医療整備課 病院管理担当

電話番号 029 - 301 - 3191

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)